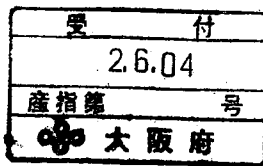


(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2020年 5月 26日

大阪府知事 殿



提出者

住 所 大阪府大阪市福島区福島5丁目1-7  
住友不動産西梅田ビル5階  
氏 名 住友不動産株式会社 注文住宅事業本部  
大阪事業所 林 泰友

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6444-5271

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	住友不動産株式会社 注文住宅事業本部 大阪事業所
事業場の所在地	大阪府大阪市福島区福島5丁目1-7 住友不動産西梅田ビル5階
計画期間	2020年4月1日～2021年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	487,263万円
③従業員数	52人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別途添付致します。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 (前年度(2019年度)実績)			
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	減くす	
排 出 量	72,625 t		30,210 t
(これまでに実施した取組)			
・一部フレカットの裏紙(木くす)			
①現状			
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	減くす	
排 出 量	61,700 t		25,700 t
(今後実施する予定の取組)			
・余材の引取り(木くす・雑材) ・構造物体のパネル撤去 ・梱包材の簡素化(廃プラスチック類、減くす)			
②計画			
産業廃棄物の分別に関する事項 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)			
①現状	・廃工場において「融合」回収していたものを一部分別回収にした(石膏ボード)		
②計画	・今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組 ・上記に加え、ダンボールについても分別回収を実施する。		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状									
ダンボール	木くす	継続くす(天然繊維くす)	急減くす	石膏ボード	コンクリート破片	不定形建設産廃	管理用建設産廃	びんを覆った工場の廃棄物(ガラスくす)	びんを覆った工場の廃棄物(石膏ボード)
3,420 t	374,550 t	0,240 t	4,407 t	33,000 t	455,000 t	0,540 t	323,734 t	3,108 t	3,108 t
②計画									
ダンボール	木くす	継続くす(天然繊維くす)	急減くす	石膏ボード	コンクリート破片	不定形建設産廃	管理用建設産廃	びんを覆った工場の廃棄物(ガラスくす)	びんを覆った工場の廃棄物(石膏ボード)
3,500 t	318,400 t	0,200 t	3,750 t	28,650 t	386,750 t	0,480 t	275,000 t	2,600 t	2,600 t

1260 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	
【前年度（年度）実績】		【前年度（年度）実績】		【前年度（年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類				
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	↑	↑	↑	↑
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	↑	↑	↑	↑
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	
【前年度（年度）実績】		【前年度（年度）実績】		【前年度（年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類				
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	↑	↑	↑	↑
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	↑	↑	↑	↑

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	①現状				②計画			
	埋立処分	海洋投入	埋立処分	海洋投入	埋立処分	海洋投入	埋立処分	海洋投入
産業廃棄物の種類								
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の重量	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)								
②計画								
産業廃棄物の種類								
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の重量	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)								

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	①現状										②計画	
	紙くず	プラスチック類	ダンボール	木くず	繊維くず(天然繊維くず)	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	石膏ボード	びん類(びん類の新しい品又は修理品に使用して済んだ品)	コンクリート破片		特定処理産業廃棄物
産業廃棄物の種類												
全量委託量	72.625 t	30.210 t	3.420 t	374.550 t	0.340 t	4.407 t	38.000 t	27.060 t	213.704 t	455.000 t	0.546 t	328.784 t
処理委託業者への処理委託量	2.275 t	0.390 t	0.120 t	65.835 t	0.000 t	0.339 t	0.600 t	0.150 t	19.990 t	0.000 t	0.260 t	278.269 t
処理委託業者への処理委託量	72.625 t	30.210 t	3.420 t	374.550 t	0.340 t	4.407 t	25.550 t	26.310 t	183.644 t	455.000 t	0.000 t	0.000 t
処理委託業者への処理委託量(処理委託業者以外)	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
処理委託業者以外への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

委託処理に準じて産業廃棄物を委託できる業者を特定し、書面による委託先候補業者の登録申請に変更がないか定期的に確認している。  
 ・委託先業者の許可証に期限切れ等の取替がないか定期的に確認している。

1310,55  
300,93  
932,165

【目標】	②計画		③計画											
	産廃処理物の種類	廃プラスチック類	紙くず	ダンボール	木くず	埋めくず (汚泥埋めくず)	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	石膏ボード	がれき類 (工場の廃棄物、建設現場の廃棄物、廃棄物処理場の廃棄物)	コンクリート破片	安定物建設廃棄物	保理型建設廃棄物	保理型建設廃棄物以外の建設廃棄物 (不燃物) (石炭灰等)
②計画	全処理委託量	61,700 t	25,700 t	3,500 t	318,400 t	0,200 t	3,750 t	23,050 t	23,000 t	181,700 t	386,750 t	0,400 t	275,000 t	2,640 t
	産業廃処理業者への処理委託量	1,940 t	0,330 t	0,500 t	45,100 t	0,000 t	0,300 t	0,510 t	0,130 t	17,000 t	0,000 t	0,220 t	232,300 t	2,000 t
	再生利用業者への処理委託量	61,700 t	25,700 t	3,500 t	318,400 t	0,200 t	3,750 t	20,000 t	22,400 t	118,000 t	386,400 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t
	処分場回収業者への処理委託量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t
	特定資源回収業者への処理委託量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t
②計画		61,700 t	25,700 t	3,500 t	318,400 t	0,200 t	3,750 t	23,050 t	23,000 t	181,700 t	386,750 t	0,400 t	275,000 t	2,640 t
※資料処理量														

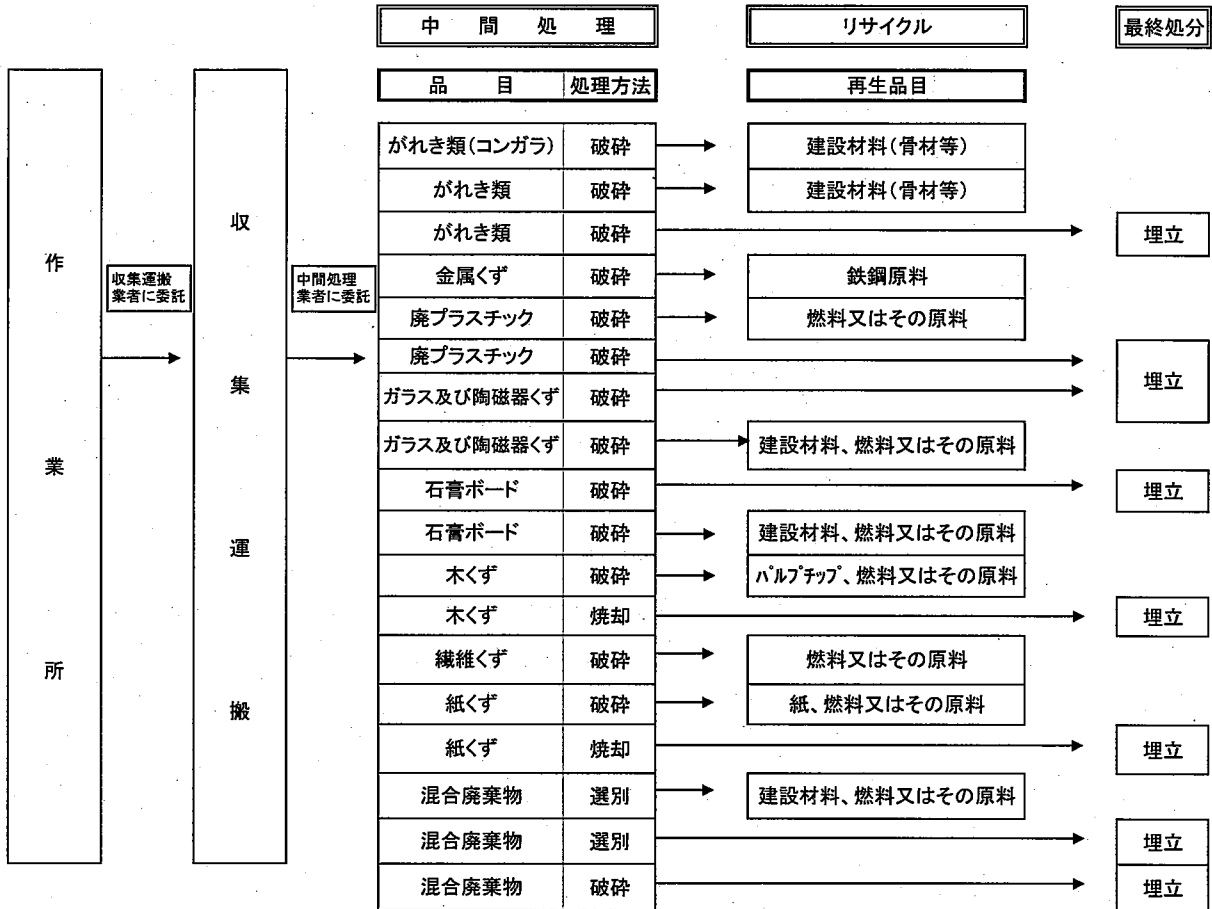
(今後変更する予定の範囲)  
 ・ 出来る限り委託認定処理業者へ委託する。  
 ・ 再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ処理委託する。

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

当該事業所において現に行っている事業に関する事項

○産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(役割一覧)

統括責任者	所属: 注文住宅事業本部 大阪事業所 職名: 注文住宅事業本部 大阪事業所長
廃棄物担当	組織名: 注文住宅事業本部 工事課 大阪工事 組織人数: 10人
役割	廃棄物処理統括責任者 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当責任者 ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物管理表の交付・管理 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連会社に対する教育、啓発 ・その他関係する事項

(管理体制図)

